

ID : 73555
報道機関各位

青森県農林水産部水産局水産振興課長
(公印省略)

太平洋くろまぐろの漁獲量等報告に関する照会受付体制について

今般、令和3管理年度において、青森県内の大間、奥戸及び大畑町漁業協同組合に所属する一部の漁業者と産地仲買業者が、直接取引したくろまぐろの漁獲量等を県に対して報告しなかったことにより、検挙される事案が発生しました。

このため、本県独自の取組として、前述の3漁業協同組合とともに、消費地市場関係者等から漁獲量等の報告の有無を照会された場合、確認して回答する体制を整え、令和5年6月1日（木）から運用することとしましたので、お知らせします。

記

- 1 照会受付開始日 令和5年6月1日（木）
- 2 照会対象 くろまぐろ大型魚（30kg以上）
- 3 照会方法 メールまたはFAX
- 4 照会に必要な事項
漁協名、漁業者名、くろまぐろの重量（鰹、内臓除去後）及び水揚年月日
- 5 照会先
 - (1) 大間漁協、奥戸漁協、大畑町漁協
 - (2) 青森県農林水産部水産局水産振興課

報道機関用提供資料	
担当課 担当者	水産振興課栽培・資源管理グループ 総括主幹（GM） 清藤真樹
電話番号	直通 734-9594 内線 4665
報道監	農林水産部 次長 及川正顕 内線 4967

太平洋くろまぐろの漁獲量等報告に関する照会受付体制（イメージ図）

